

気をつけて! 悪質商法と契約トラブル



と思ったら、すぐにお住まいの市町村や消費生活センターへ!

北海道立消費生活センター

あなたを狙う悪質商法の手口

点検商法

●あなたに近づく手口

「無料点検をしています」などと言って家を訪問し、点検後に「このままで危険」と不安をあおって高額な商品や工事の契約をせまります。

●主な商品は…

床下換気扇、床下除湿剤、ふとん、浄水器など

●ここに注意！

「無料点検」は口実。訪問販売で社名や販売目的を告げないことは法律違反です。その場ですぐ契約をせまる業者は要注意。

本当に必要な契約なのか、また価格については複数の見積りを取り比較検討するなど慎重さが必要です。



催眠商法

●あなたに近づく手口

「無料で日用雑貨を配っている」などと言って空き店舗などの会場に連れて行き、無料で商品を配って興奮状態にし、判断力が無くなってきた時に高額な商品を契約させます。

●主な商品は…

健康食品、ふとん、家庭用電気治療器など

●ここに注意！

ただより高いものはない。安易に付いて行かないように。

会場に入ってしまうと契約するまで帰してもらえないこともあります。

〇〇〇社特別仕様磁気入り羽
本日限定特別キャンペーン



振り込め詐欺

●あなたに近づく手口

【架空請求】

突然、ハガキで「未払いがある」「訴訟をおこされた」と通知され電話をすると「裁判取り下げ費用」などと言って数十万円を請求する。

【オレオレ詐欺】

突然、家族や警察をかたり、電話をしてきて「交通事故を起こした、示談金が必要」などと言いお金を口座に振り込むよう要求する。

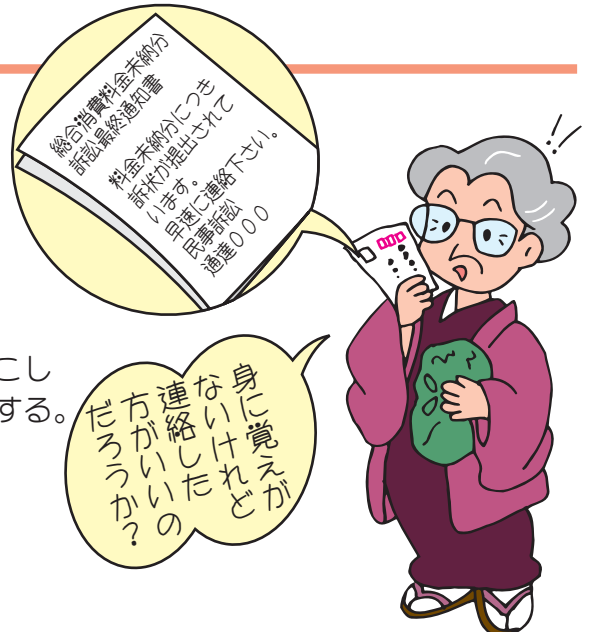
●ここに注意！

裁判所からの通知がハガキで届くことはありません！

身に覚えのない請求は無視すること。

警察が示談金を要求することはありません！

自分だけで判断せず必ず家族に確認すること。



あなたを守るくらしの法律

知っておきたい！クーリング・オフ制度

○クーリング・オフとは？

クーリング・オフとは、訪問販売など法律で定められた特定の取引について、いったん契約した場合でも、一定期間は消費者が自由に契約を解除することを認めるものです。

例えば、訪問販売では契約書面を受け取った日から8日間は無条件で契約を解除できます。すでに支払ったものは返金されます。解約理由は必要ありません。

○クーリング・オフ期間

取引内容	適用対象	クーリング・オフ期間	備考
訪問販売	※全ての商品・役務・指定権利	8日間	アポイントメントセールス、キャッチセールス、催眠商法を含みます。
電話勧誘販売	※全ての商品・役務・指定権利	8日間	
連鎖販売取引	全ての商品・役務・権利	20日間	いわゆるマルチ商法です。
特定継続的役務提供	エステティックサロン・語学教室・学習塾・家庭教師・パソコン教室・結婚相手紹介サービス	8日間	店舗での契約も含みます。契約後も中途解約権があります。
業務提供誘引販売取引	全ての商品・役務・権利	20日間	いわゆる内職・モニター商法です。店舗での契約も含みます。

※ここでは特定商取引に関する法律で定められたクーリング・オフのみを紹介しています。この他にもクーリング・オフできる取引があります。

※訪問販売等で契約した場合でもクーリング・オフできない場合があります。

(路上勧誘(キャッチセールス)で行われる飲食店、カラオケ店、3,000円未満の現金取引、健康食品、化粧品等のいわゆる消耗品を使用または一部を消費した場合、そのほか葬儀、乗用自動車など)

○クーリング・オフのしかた

クーリング・オフは、後日、紛争が生じないように必ず書面で通知しましょう。その際「特定記録郵便」か「簡易書留」で送付しましょう。また必ず書面の裏表をコピーして保管してください。

なお、クレジット契約をした場合はクレジット会社(信販会社)に送付してください。

はがきでクーリング・オフする方法は裏面のとおり。

○はがきでクーリング・オフする方法

郵便はがき

切手

〒□□□□□□□□

(会社名)

府 都 道 県

郡 市 区

村 区 町

代表者様

特定記録郵便または簡易書留

ハガキ記載例

契約解除通知書

申込日 平成 年 月 日
書面受領日 平成 年 月 日
商品・役務名
契約金額 円
販売会社名
(担当者名)

上記の契約を解除します。
つきましては、すでに支払っている金銭
(金 円)を返金し、
商品は早急にお引き取りください。

申し出日 平成 年 月 日

(契約者)
住所
氏名

●契約についてのアドバイス

- かんたんに知らない人を家に入れないこと。「自分だけは大丈夫」は危険です。
- その場ですぐ契約しないこと。本当に必要なものか考える時間を作りましょう。
- 困ったときはひとりで悩まずお住まいの市町村や消費生活センターにすぐ相談しましょう。
- クーリング・オフ以外にも消費者契約法などあなたを守る法律がありますのであきらめないこと。

北海道立消費生活センター 指定管理者 (社)北海道消費者協会

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目北海道庁別館西棟2F
(相談専用電話)050-7505-0999 相談受付は平日の9:00~16:30
(代表電話)011-221-0110 (FAX)011-221-4210
URL <http://www.do-syouhi-c.jp/>